

特定非営利活動法人〇〇〇〇〇〇定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人〇〇〇〇〇〇という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を三重県〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

2 この法人は、前項のほか、その他の事務所を三重県〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

住居表示どおりに記載します。(× 三重町3-4) (町名番地は任意的記載事項)
その他の事務所 (=従たる事務所) を置かない場合は、第2項を削除します。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、[①] に対して、[②] に関する事業を行い、〇〇〇〇〇〇に寄与することを目的とする。

事業活動が社会にもたらす効果 (どのような意味で社会の利益につながるのか) や法人としての最終目標等を具体的かつ明確に伝わるように記載する。

①には、受益対象者の範囲を記載します。②には、主要な事業を記載します。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) △△△△を図る活動
- (3) □□□□を図る活動
- (4) 障がい者の自立と共生社会 (障がいのある人とない人が、相互に人格と個性を尊重し合い、それぞれの違いを認め合いながら共に生きる社会をいう。) の実現を図る活動

法第2条第1項の別表第1号から第19号に掲げる活動及び別表第20号に規定する条例で定める活動として三重県特定非営利活動促進法施行条例第27条各号の活動のうち、いずれの活動に該当するかを、法律又は条例上の表現で記載します。活動が別表の複数の項目にまたがる場合には、複数記載してください。

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① 事業
- ② 事業
- ③ 事業
- ④ 事業
- ⑤ 事業

「特定非営利活動に係る事業」において、付随的な事業を行う場合には、「その他この法人の目的を達成するために必要な事業」の旨を記載する。ただし、「その他の事業」ではこの旨の記載はできない。

(2) その他の事業

- ① 事業
- ② 事業

その他の事業を行わない場合は、「この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う」旨を記載し、第1項第2号及び第2項の記載は、要しません。

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

法第5条第1項

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の○種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

社員とは、社団の構成員（総会において議決権を有する会員）であり、法人と雇用関係にある者（職員）では、ありません。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人及び団体
- (3) ○○会員

正会員以外に、賛助会員、○○会員等の異種の会員について定める場合は、正会員と区別して、その旨を記載します。

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

社員（正会員）の資格取得については、不当な条件を付すことはできません。（法第2条第2項）

（入会金及び会費）

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

入会金又は会費の規定がない場合は、記載不要。入会金や会費が会の性格からして不相当に高額で、一般の人を排除するようなものであってはなりません。

（会員の資格の喪失）

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

「社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付してはならない。」（法第2条第2項）

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して〇年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

除名を資格喪失の条件とする場合は、除名に関する規定を置きます。（第11条参照）

（退会）

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

退会が任意であることを明確にします。

（除名）

第11条 会員が、次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 ○人以上○人以内
- (2) 監事 ○人以上○人以内

理事の定数は3人以上、監事の定数は1人以上。(法第15条)「○人」という記載のみで、人数の限定も可。

2 理事のうち、1人を理事長、○人を副理事長とする。

役職名は、理事長、代表理事、会長等自由です。また、副理事長を設けないことについても自由です。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

法第21条

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

法第19条

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

法第16条の規定により、理事の代表権を制限することができます。理事長以外の理事が代表権を有しない場合には、制限されている旨を明記します。

理事長以外にも法人を代表する理事がいる場合には、例えば第1項を「理事長及び常務理事は、この法人を代表する。」というような記載にします。

また、代表権の範囲の制限をする場合、「理事Aは、この法人の○○の業務を代表する」「理事Bは、この法人の○○事務所における業務についてのみこの法人を代表する」などの項を追加します。

なお、理事の代表権を制限せず、全理事に代表権がある場合は、「理事長は、この法人の業務を総理する。」と規定し、第3項でその旨記載します。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

副理事長が1人のときは、「理事長があらかじめ指名した順序によって、」は省略します。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

理事の代表権を制限せず、全理事に代表権がある場合は、「理事は、この法人を代表し、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、法人の業務を執行する。」と規定します。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

法第18条

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

2年以内で定めることができます。(法第24)条第1項)

(任期等)

第15条 役員任期は、○年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

定款第13条において役員を総会で選任する旨を明記している場合に限り、この規定を置くことができます。(法第24条第2項)

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

前任者は、辞任又は任期満了後も役員地位にあるのではなく、臨時に役員職務を行うだけであり、総会の招集など、役員としての権限は行使できません。したがって、至急、後任者を選任する必要があります。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

法第22条

(解任)

第 17 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 18 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

役員のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の 3 分の 1 以下であること。(法第 2 条第 2 項第 1 号ロ) 費用弁償である交通費等の実費は、報酬に当たりません。また、理事(監事は不可)が、事務局の職員である場合等、労働の対価である給料は、役員報酬に当たりません。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 19 条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第 5 章 総会

(種別)

第 20 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 21 条 総会は、正会員をもって構成する。

法第 14 条の 2, 3

(権能)

第 22 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金(その事業年度内の利益をもって償還する短期借入金を除く。第 48 条にお

法第 14 条の 5

- いて同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
 - (10) その他運営に関する重要事項

法第14条の2 (少なくとも年1回以上は通常総会を開かなければなりません。)

(開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度〇回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。

法第14条の3 (理事は、必要があると認めるときは、いつでも臨時総会を招集することができます。)

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって、招集の請求があったとき。

法第14条の3第2項 (「5分の1」は定款により増減可)

(3) 第14条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から〇日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

法第14条の4

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

定款に特別の定めを置くことができます。(法第14条の6)

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

みなし総会決議を導入しない場合は、第3項の記載は要しません。
書面以外に、電磁的記録による同意の意思表示を可能とする規定を置くこともできる（電磁的記録とは、電子情報処理組織を使用する方法で、磁気ディスクなどがこれに該当する。）。
電磁的記録による同意の意思表示を導入する場合は、「正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、」と記載します。(法第14条の9、法規2条)

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

法第14条の7

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

書面による表決に代えて、電磁的方法による表決を可能とする規定を置くこともできます（電磁的方法とは、電子情報処理組織を使用する方法で、電子メールなどがこれに該当する。）。(法第14条の7、法規1条)

- 3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、前条第2項、次条第1項第2号及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

法第14条の8

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

議事録は、会議が有効に成立し、議決されたことの証拠とするものです。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

電磁的方法による表決を可能とする場合は、その数を記載します。(法第14条の7、法規1条)

- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名、押印しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

書面以外に電磁的記録による同意の意思表示を可能とする規定を置くこともできます。(法14の9、法規2条)

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

総会の権能と整合性を保ってください。

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の○分の○以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から○日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の○日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条第2項及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立の時の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄附金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第 39 条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の 2 種とする。

特定非営利活動に係る事業のみを行う場合は、「この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産のみとする。」としてください。

(資産の管理)

第 40 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

法第 27 条各号に掲げる原則とは、「正規の簿記の原則」、「真实性・明瞭性の原則」、「継続性の原則」をいう。

(会計の区分)

第 42 条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の 2 種とする。

特定非営利活動に係る事業のみを行う場合は、「この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計のみとする。」としてください。(法第 5 条)

(事業計画及び予算)

第 43 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 44 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 45 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 46 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

法第 2 条第 2 項 (営利を目的としない = 構成員で剰余金を分配しない)

(事業年度)

第 47 条 この法人の事業年度は、毎年〇月〇日に始まり翌年〇月〇日に終わる。

任意で、1 年間を設定してください。

(臨機の措置)

第 48 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び
合併

定款の変更、解散及び合併は、総会の専決事項のため、理事会等他の機関が議決することはできません。

(定款の変更)

第 49 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項に該当する場合は所轄庁の認証を得なければならない。

法第 25 条第 2 項 (社員総数の 2 分の 1 以上の出席、その 4 分の 3 以上の多数) ただし、定款上の特別の定めが可能。

(解散)

第 50 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

法第 31 条第 1 項各号

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併

- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し
- (7)

第7号以下・法第31条第1項第2号
(定款で定めた解散事由)

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

4分の3以上の承諾が必要ですが、別段の定めをする場合にはその旨を記載します。(法第31条の2)

3 第1項第2号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

法第31条第2項

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、〔 ① 〕に譲渡するものとする。

①には、帰属先が客観的に確定できることが必要となるため、具体的な法人の名称等を記載します。(法第32条第1項)

譲渡先としては、特定非営利活動法人、国、地方公共団体、公益財団法人、公益社団法人、学校法人、社会福祉法人、更生保護法人に限られます。譲渡先が未定の場合は、「法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決したもの」と規定することも可能です。

帰属先を定めない場合又は帰属先が明確でない場合は、国又は地方公共団体に譲渡されるか国庫に帰属することとなります。(法第32条第2項、第3項)

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

法第34条第2項。ただし、定款に特別の定めがあれば、「4分の3」は、変更可能です。

第9章 公告の方法
(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。
 ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

■ 公告とは、第三者の権利を保護するため、第三者の権利を侵害するおそれのある事項について広く一般の人に知らせることです。次の①及び②の公告については、必ず官報に掲載して行う必要があります。

①解散した場合に清算人が債権者に対して行う公告（法31の10④）

②清算人が清算法人について破産手続開始の申立を行った旨の公告
 （法31の12④）

■ 以下の公告方法別の記載例を参考にしてください。

公告方法 (法第28条の2第1項)	記載例
官報（第1号）	この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。
日刊新聞紙（第2号）	この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、〇〇県において発行する〇〇新聞に掲載して行う。
電子公告（第3号）	【記載例1：法人のホームページを選択する場合】 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。
	【記載例2：内閣府NPO法人ポータルサイトを選択する場合】 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。
主たる事務所の公衆の見やすい場所（第4号）	この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

(細則)

第 54 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

設立当初の記載内容は、成立後において変更しません。

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

法人は、設立の登記をすることにより、成立します。(法第 1 3 条第 1 項)

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	〇〇	〇〇
副理事長	〇〇	〇〇
理事	〇〇	〇〇
理事	〇〇	〇〇
理事	〇〇	〇〇
監事	〇〇	〇〇
監事	〇〇	〇〇

役員名簿の記載内容と一致させる。(法第 1 1 条第 2 項)

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から〇年〇月〇日までとする。

役員の任期を決定するに当たっては、社員総会の開催時期を考慮に入れておくとういでしょう。(役員の任期の満了前に新役員を決定する総会を開く必要があるため)

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 43 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第 47 条の規定にかかわらず、成立の日から〇年〇月〇日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員入会金	〇, 〇〇〇円
正会員年会費	〇, 〇〇〇円
(2) 賛助会員入会金	〇, 〇〇〇円
賛助会員年会費	〇, 〇〇〇円
(3) △△会員入会金	〇, 〇〇〇円
△△会員年会費	〇, 〇〇〇円

正会員以外の会員については、正会員と区別して記載します。